

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
欠席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成29年9月21日(木) 午前9時00分から午前9時45分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(13人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第16号 事業計画変更承認申請</p> <p>日程第 5 議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 3. 生産緑地のあっせんについて</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、平成29年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。会長さん宜しくお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 5番 飯田 勝 委員

議席番号 7番 山田 臣一 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請	10件
議案第16号	事業計画変更承認申請	1件
議案第17号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	7件
決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	6件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願	13件 3件 3件 1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 3. 生産緑地のあっせんについて	11件 4件 1件

会長

それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》  (1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)  以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 14号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》  (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、576枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を造成し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、全面防草シート敷きで雨水は東側の側溝へ排水する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫と子供2人の4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、祖母が所有する農地の中で近隣農地への影響の少ない、実家に隣接する申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、名鉄佐屋駅近くでお弁当販売店を開業するにあたり、来客用の駐車場や従業員の駐車場、納品業者の駐車スペース等が必要です。店舗周辺には駐車スペースは無く、路上駐車で近隣住民に迷惑をおかけする訳にはいかないので、申請地を整地し、砂利敷きの駐車場を整備する計画です。</p>

事務局

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、西條町で鉄板コイルや自動車部品の輸送を行っています。年々、輸送依頼が増加しており、運送用トラックの増車を増車するためには敷地拡張が必要ですが、現在の事業場に隣接する土地は合意が得られなかったため、トラック輸送にとって利便の良いインターチェンジに近い申請地に、流通業務施設を建設し効率的な輸送を行う計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、善太新田町で古くから寺院を営んでおりますが、境内には駐車場が無く、参拝者の多くは路上駐車をして、近隣に迷惑をおかけしている状況です。境内には墓地もあり大祭や法要等で参拝者も多く、近隣住民並びに参拝者の安全を考えて、申請地に駐車場を建設する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、216枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を整地し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、防草シートを敷き雨水は自然浸透としますが、西側水路へ勾配をつける計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、216枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を整地し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、防草シートを敷き雨水は自然浸透としますが、西側水路へ勾配をつける計画でございます。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、持中町にてコンビニエンスストアを営業しています。この度、店舗を建て替えるにあたり敷地を拡張し、拡張部分に店舗を建て替え、既存部分は一体的に駐車場として利用する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、千引町にて土木工事と建設用足場資材のリース業を営んでおります。この度、事業場として借りていた土地を返却するよう求められ、困窮しておりましたところ、代替え地として申請地を見つけることができました。建設用足場資材は金属製のため、搬入・搬出・保管の際に大きな音がすることと、運搬車両の出入りも多いことから、周りに民家が無く、接道の幅も十分なため、申請地に資材置場と駐車場を建設し、効率的に利用する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請でございます。計画では、204枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を造成し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、雨水は南側水路へ勾配をつけて排水する計画でございます。

以上10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。なお、議案番号1番の太陽光発電設備につきまして、申請時に必要な農地隣地同意が得られなかった旨の経緯書と、市の開発行為に関する周知条例について関係住民、これは総代の確認が必要であり、

	<p>こちらは提出されておりますが、提出後、須依町の農地利用最適化推進委員より、近隣住民の方から、不安の声がありますとの情報をいただいております。また、周知条例に関する書類が提出された際に、疑問点について担当者に問い合わせができるとのことで連絡先が記載されていますが、一向に連絡がつかない、との相談があったとのことです。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>近隣の方から、(業者に)連絡がとれないとのことだが、そのような状況において、何か有事の際にどうするのか疑問を感じるがどうか。</p>
事務局	<p>申請書を提出した行政書士を通じて確認したところ、担当者が急に辞めてしまい、その方の連絡先になっていたためこのような事態が生じたのではないかと考えられます。</p>
委員	<p>しかし、申請者は(個人ではなく)会社であるため、一般的には担当者個人ではなく、会社の問い合わせ先があるように思うがどうか。 近隣の方はそれ(会社に問い合わせること)はしなかったのか。</p>
事務局	<p>事務局が把握している状況では、南側の住宅が数件ありますが、それよりもできる限り広く訪問をし、一軒一軒足を運び説明にまわるようにして、また不在時は文書をポストイングすることと、おそらく直接会えた方には、説明し名刺等を渡されていることと思います。その際、渡された方が、連絡したものの担当者に連絡がとれなかったと推測されます。しかし当然会社の連絡先も記載されていると思いますが、連絡がとれていればこうした状況にはなっていないと思います。</p>
委員	<p>こうした場合であると、緊急時に連絡がとれるよう複数体制で連絡がとれるような状況をつくれるよう指導してほしい。</p>
事務局長	<p>周知条例に関しては、都市計画課が所管ですので、連絡先のことや周知条例をとった経緯を確認し、必要なことは指導させていただきます。</p>
会長	<p>そのほか宜しいでしょうか。(議案番号1番について)許可するにあたり業者等へ対応してもらえるのか。</p>
事務局長	<p>許可については、県知事許可ですので、農業委員会としては、(議案番号1番については)意見を付して進達させていただきたいと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>そのほかご意見ございませんか。  それでは議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 16号 事業計画変更承認申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》  事業計画変更承認申請とは、過去に農地法第4条又は第5条で愛知県知事から農地転用許可を受けたが、何らかの理由で許可目的の達成が困難となったため、転用許可書に記載された転用計画を変更する場合に申請するものです。</p> <p>事業計画変更承認申請の審査基準は、許可の取り消しを行った場合、農地として効率的に営農することは可能か許可目的の達成が困難になった理由が転用者の故意又は重大な過失によるものではないか、変更後の転用事業が変更前の転用事業と比べて同等以上の緊急性・必要性があるか、変更後の事業実施は確実であるか、変更後の転用事業が変更前の転用事業と比べて周辺地域への悪影響が同等以下か、などがあります。</p> <p>(1番の譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明)</p> <p>事業計画変更承認申請について、審査基準は、すべて満たしていると思われま  す。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 16号 事業計画変更承認申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律は、賃借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者や新規就農者など新規参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的としています。</p> <p>この目的を達成するため、各都道府県に1つ農地中間管理機構が設立されています。農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借受け、農地の受け手を公募し、農地の受け手に面的に集積して貸付けを行っています。</p> <p>議案第17号 の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に定める農地利用配分計画(案)でございます。</p> <p>貸付人の公益財団法人愛知県農業振興基金は、愛知県知事から法律第4条に基づき農地中間管理機構として指定を受けた機関でございます。また借受人は、認定農業者や「人・農地プラン」に位置付けられた担い手農家です。愛西市の農地を農地中間管理機構が担い手農家に貸付ける計画(案)です。農地中間管理機構が地域の担い手農家に農地を貸付ける場合は、市を經由して農業委員会に意見を聴くこととなっています。</p> <p>(1番から7番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明)</p> <p>議案17号につきましては、集計概要を報告し、説明させていただきます。議案番号1番から7番、全体筆数は43筆、面積は32,725㎡でございます。貸付人は公益財団法人愛知県農業振興基金、借受人は7名の方々です。</p> <p>内容につきましては、作物は水稲です。愛知県公告年月日は平成29年11月6日、契約開始年月日は平成29年12月1日、全て新規で契約期間は10年間です。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第17号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、決定第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1 番から 6 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）  決定第 6 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 6 番、全体筆数は 44 筆、面積は 33,832 ㎡でございます。公益財団法人愛知県農業振興基金さんが借受人となって利用権設定された筆数は 43 筆、32,725 ㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は 1 筆、面積は 1,107 ㎡でございます。合計 44 筆、33,832 ㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は平成 29 年 9 月 29 日、契約開始年月日は平成 29 年 10 月 1 日、愛知県農業振興基金の契約開始年月日は平成 29 年 12 月 1 日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 6 号 について、簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし）  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）  有り難うございました。  全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》  （専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 13 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、13 件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番から 3 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、3 件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上11件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から4番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域内の農地を対象に、都市における良好な生活環境の保全を目的に生産緑地として地区指定された農地です。土地所有者は30年間、営農することが義務となりますが、固定資産税が優遇される制度です。生産緑地の主たる従事者が、死亡又は身体の故障で農業に従事することが不可能となった場合、生産緑地を管理する者は市長へ買い取り申出を行います。市や県が買い取らない場合は、他の農業者に2か月間あっせんを行うこととなっています。</p> <p>(生産緑地の所在地、地目、面積、生産緑地番号、買い取り申出日、あっせん協力依頼日、あっせん終了日の順に説明)このたび、生産緑地を所管する都市計画課より、生産緑地の買い取り申出があったので農業関係者にあっせんして欲しいとの協力依頼がありました。これを受けて、10月23日までの2か月間、愛西市のホームページに掲載し、農業委員会として、生産緑地の買い取りあっせんを行</p>

会長	<p>っております。以上、1件のあっせんを受付いたしました。報告は以上です。</p> <p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時45分)</p>
----	---

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年9月21日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 飯 田 勝

議事録署名者

議席番号 7番委員 山 田 臣 一